

平成30年2月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年2月27日(火曜日)午後1時30分～

2. 場 所 村民会館2階 研修室2

3. 出席委員 17名

1番 吉永 義量	2番 貞廣 誠也	3番 石崎 久雄
4番 川田 忠宏	5番 関川 裕二	6番 岡村 俊彰
7番 清藤 紀嘉	8番 高松 敏子	9番 佐藤 幸男
10番 松本 博典		12番 清遠 力生
13番 岡村 博	14番 小松 典正	15番 西笛 勤
	17番 吉永 まり子	18番 山崎 一義

4. 欠席委員 2名

5. 事務局

事務局長	松本 巧
書記	大西 章夫

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について（受付番号8～11）
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件
議案第5号 非農地証明願 4件
議案第6号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 2 月定例会を開催します。本日の出席委員は 16 名であります。欠席者は 2 名です。出席委員 16 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は貞廣誠也委員と石崎久雄委員にお願いします。

議 長 　　議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 8～11）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今回は 4 件の利用権設定の案件が出ています。

　　受付番号 8 番ですが、大字和食字船戸甲 5081 番地で地目は田、面積は 956 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H30 年 4 月 1 日から H35 年 3 月 31 日までの 5 年です。作付けは稲です。賃借料は 1 反当り 1 俵です。場所については別紙図面①のとおりです。

　　受付番号 9 番ですが、大字西分字久保田甲 5795 番地で地目は田、面積は 2,000 m²と 1,502 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さんです。期間は H30 年 5 月 1 日から H50 年 4 月 30 日までの 20 年です。作付けはナスと稲です。賃借料は 1 反当り 6 俵と 2 俵です。場所については別紙図面②のとおりです。

　　受付番号 10 番ですが、大字西分字福德甲 6128 番地 1 で地目は田、面積は 181 m²と甲 6128 番地 2 で地目は田、面積は 472 m²の内 442 m²と甲 6128 番地 3 で地目は田、面積は 260 m²の内 233 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H30 年 2 月 15 日から H35 年 1 月 31 日までの 5 年です。作付けはオクラです。賃借料は 1 反当り 1 俵です。場所については別紙図面③のとおりです。

　　受付番号 11 番ですが、大字西分字普賢経甲 5760 番地で地目は田、面積は 2,153 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。期間は H30 年 2 月 28 日から H33 年 2 月 27 日までの 3 年です。作付けは稲です。賃借料は無償です。場所については別紙図面④のとおりです。

　　説明しました 4 件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考え

ます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定4件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 つきまして第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明します。

受付番号11 土地の所在は大字西分字寺田甲6000番地、地目は田で面積は449㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は別紙のとおりです。23日に岡村俊彰委員、石崎久雄委員、事務局にて現地確認を行いました。受付番号11は売買による所有権移転です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第2号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きますして第 3 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 3 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明します。

受付番号 2 土地の所在は大字和食字東廣見乙 278 番地、地目は田で面積は 195 m²、乙 279 番地、地目は田で面積は 165 m²と字原田乙 323 番地、地目は田で面積は 307 m²、乙 324 番地、地目は田で面積は 416 m²です。申請人は〇〇さんです。申請地は別紙のとおりです。23 日に松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号 2 は太陽光発電への転用です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 3 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 続きますして第 4 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 4 号議案 農地法第 5 条の規程による許可申請について説明いたします。

受付番号 5 土地の所在は大字西分字大谷口甲 6172 番 1、地目は田で、転用面積は 2,427 m²の内 244 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は、太陽光発電を設置することです。

23 日に岡村俊彰委員、石崎久雄委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請

について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第 5 号議案 非農地証明願について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 5 号議案 非農地証明願について説明します。

受付番号 1 1 申請人は〇〇さんです。申請地は大字西分字真福寺甲 529 番地、地目は畑、現況は原野で面積は 46 m²です。申請理由は 耕作に適さない土地で現況は耕作放棄地になっているとのことです。23 日に岡村俊彰委員、石崎久雄委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号 1 2 申請人は〇〇さんです。申請地は大字西分字石槌甲 644 番地 1、地目は畑、現況は宅地で面積は 89 m²です。申請理由は 15 年以上前に宅地が必要で転用許可の知識がなく、無届で建物を建築してしまったとのことです。23 日に岡村俊彰委員、石崎久雄委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号 1 3 申請人は〇〇さんです。申請地は大字西分字石槌甲 650 番地、地目は畑、現況は宅地で面積は 297 m²です。申請理由は 15 年以上前に宅地が必要で転用許可の知識がなく、無届で建物を建築してしまったとのことです。23 日に岡村俊彰委員、石崎久雄委員、事務局にて現地確認を行いました

受付番号 1 4 申請人は〇〇さんです。申請地は大字西分字菅ノ沢甲 744 番地 1、地目は畑、現況は墓地で面積は 68 m²です。申請理由は 15 年以上前に墓地が必要で転用許可の知識がなく、無届で墓石を建築してしまったとのことです。23 日に岡村俊彰委員、石崎久雄委員、事務局にて現地確認を行いました

議 長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

岡村委員 受付番号 1 1 の申請地は、地目は畑ということであるが、現況は雑草木が繁殖しており、耕作できる状態ではない為、非農地で問題ないと考えます。

 受付番号 1 2、1 3 の申請地は、一部に建物が建築しており、宅地と判断します。

 受付番号 1 4 の申請地は、墓石が建っている状態でしたので墓地と判断し

ます。

議 長 関係地区委員さんの報告が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 5 号議案 非農地証明願について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第 5 号議案 非農地証明願については許可いたします。

議 長 続きまして第 6 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで 2 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 30 分)

議事録署名委員

貞廣 誠也

議事録署名委員

石崎 久雄